



「小町よさこい隊」の歓迎セレモニー

春の「SLあぶくま号」運行

5月21・22日、磐越東線SL運行推進実行委員会は、C11蒸気機関車牽引によるSLあぶくま号を運行しました。

両日とも「小町よさこい隊（草野紀隊長）」による歓迎セレモニーを行ったほか、22日には小野中学校3年阿部晋大君・同2年藤井妃さんが一日駅長をつとめました。

これに先立ち、試運転には、町内児童施設（夏井おおすぎ保育園・羽出庭つくし児童園・浮金つつじ児童園）の幼児が、初めてのSL体験乗車をしました。



小野中生による一日駅長



浮金つつじ児童園の体験乗車

中部県立自然公園で山開き



高柴山山開きで自然を満喫

5月15日矢大臣山、22日高柴山で、小野町観光協会などの主催により、山開きが開催されました。

両山とも、安全祈願祭が行われ、登山者の無事故を祈念しました。

多数のハイカーが訪れ、初夏のすがすがしい自然を満喫していました。



矢大臣山山開きに訪れたハイカー

国民年金 Q&A

免除申請について

国民年金保険料の納付書が社会保険庁から送られてきましたが、収入が少なすぎたり納められませんか。どうしたらいいのですか。

国民年金には収入が少ないなど保険料を納めるのが難しい方に対して免除申請制度があります。申請手続きは、町民生活課で行います。

免除申請をすると、社会保険事務所で審査を行い、「全額免除」「若年者納付猶予」「半額免除」または「非該当」のいずれかの決定がされ本人に通知されます。

「若年者納付猶予」は30歳未満の方が対象で、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。

「半額免除」の場合はさらに残り半額分の保険料の納付書が送付されます。残りの半額保険料を納めないでいると、その期間は未納期間となってしまう。そうすると将来の年金の受給要件や年金額に全く結びつかなくなり、きちんと納めるようにしてください。

なお、免除等に該当した場合は10年以内なら追納ができます。ただし、3年を過ぎると当時の保険料に計算額がつかますので納入できる様になったら早めに納めましょう。

また、免除される期間は7月から翌年6月までの1年間で、毎年申請が必要になります。

申請の際は、年金手帳と印鑑を持参してください。

◆問い合わせ

郡社会保険事務所
☎024-9332-1

3480

町民生活課

☎72-6933